【令和６年度病院内保育所運営費補助金の考え方】

別 紙 １

1. 細則第１「病院及び診療所に従事する職員」について

《該当する職種等》(働くにあたり資格が必要な職種が対象(看護補助者は無資格でも可)）

病院及び診療所に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、薬剤師、栄養士、看護補助者等の医療従事者

　　　対象外･･･事務職、給食等職員、清掃員、警備職員等

1. 細則第３「１２ヶ月運営」について

・おおむね**月１５日以上**保育した児童が**１人**以上いる場合に、当該月を１ヶ月として算定する。

・原則、１ヶ月の開所日数が１５日に満たない場合、年間を通じて補助対象外となる。

（保育児童がいなくても保育士等が配置されており、人件費がかかっている場合は、開所日数に含む。）

1. 交付要綱別表１及び細則第６「保育児童」について

《該当児童》　医療従事者の就学前の児童

《算定条件》

・各月１日～月末で算定する。

・半日保育は１日と算定する。（保育規則で半日と定めた時間内、おおむね３時間）

《算定方法》

交付申請書様式１－４及び実績報告書２－４にて児童保育日数を入力すると自動計算

されます。

・１５日以上保育した児童：１人

・１５日未満保育した児童：その月の開所日数で除して換算した数で算定が可能

（算定条件の例）

　・２交代の場合･･･日勤：１日、当直１日

・３交代の場合･･･日勤：１日、準夜勤：１日、夜勤：１日

（準・夜と連続勤務した場合は１日）

　・半日保育･･･１日

　　＊通常勤務後の残業による延長保育時間は＋１日とみなしません。

　　＊やむ得ない事情により帰宅した場合、保育規則で定める保育料金を徴収している場合に限り、保育日数をカウントできるものとし、スポット料金などの臨時保育料金を徴収していた場合には対象外とする。

【以下は、交付申請書様式１－４及び実績報告書２－４にて児童保育日数を入力すると自

動計算されます】

（算定方法の例）

　　４月に２１日開所した保育所において、

　　　１５日以上保育した児童　　　３人

　　　１２日間保育した児童　　　　１人

　　　　５日間保育した児童　　　　２人　の場合、

　　１５日未満の児童を換算

１２／２１日＝０．５７人

　　　　５／２１日＝０．２４人

　　全て合わせると、３人＋０．５７人＋０．２４人＋０．２４人＝４．０５人

1. その他加算額の算定方法について

・２４時間保育、共同利用型保育については、補助対象児童が利用した日により算定する。

※２４時間保育の詳細は「２４時間保育日数の算定方法」を参照

・休日保育、病児保育については、開所日数（原則保育士、看護師が常駐しており、人件費がかかっていることが条件）により算定が可能。